

手持ち工事数の制限について

小山市が発注する建設工事については、建設事業者の受注機会の均衡を図る目的として、平成26年度より、手持ち工事（同時に請け負うことができる工事）の数の制限を設けました。

1. 手持ち工事（同時に請け負うことができる工事）数

小山市発注の手持ち工事数の上限を4件までとします。開札日において、手持ち工事数が上限に達した事業者はその後の入札には参加できません。

なお、次に掲げる工事は手持ち工事数には含みません。

- ①随意契約により契約した工事（少額工事等）
- ②建設工事共同企業体による工事
- ③災害復旧等、特にやむを得ないものと認められる工事
- ④業務委託（設計・清掃・除草等）

2. 手持ち工事の期間

小山市発注の工事で、開札日において落札者または落札候補者となった時から、検査結果通知書を送付した日（完了検査の日）までを手持ち工事の期間になります。

※手持ち工事数が3件以内であれば、複数の入札に参加できます。開札の結果、落札者または落札候補者となった場合、手持ち工事が4件になりますので、同一開札日における次の入札は無効となります。

※手持ち工事数が4件である場合、一つの工事の検査結果通知書を送付した日（完了検査の日）以降は、手持ち工事数が3件以内になりますので、複数の入札に参加できません。

3. その他

過去3年間において、小山市優良建設業者として表彰を受けた事業者については、手持ち工事数に上限は設けません。

※平成26年度の入札においては平成23～25年度に、平成27年度の入札においては平成24～26年度に表彰を受けた事業者が対象となります。